

2022 年度 研究費使用要領～受託・共同研究、寄付研究、受託事業の手引き～

主な変更点一覧

2022 年 4 月 1 日

1 主な変更点

(1) 受託研究・共同研究・受託事業インセンティブ経費の配分について [P. 3]

「法政大学受託・共同研究・受託事業インセンティブ経費に関する規程（規定第 1348 号）」の制定に伴い、インセンティブ経費の配分に関する文言を加筆しました（当該規程は 2022 年 4 月 1 日から施行）。

P. 3 I 受託・共同研究概要

2022 年度	2021 年度
<u>13 受託研究・共同研究・受託事業インセンティブ経費の配分について</u> <u>法政大学受託・共同研究・受託事業インセンティブ経費に関する規程（規定第 1348 号）により、直接経費の 10%を超える間接経費を資金元から受け入れた際は、教育研究用途の学内助成金としてインセンティブ経費を配分します。</u> <u>配分額は本学が受け入れた間接経費から、研究費又は事業費総額の 10%を引いた額となります。ただし、配分対象とならない場合もあります。詳しくは研究開発センターまでお問い合わせください。</u>	記載なし（2022 年度新設）

(2) 執行様式への一部押印廃止について [P. 6]

各種支払様式への押印が一部廃止となりました。

P. 6 III 研究費使用上の主な留意事項

2022 年度	2021 年度
1 研究費の執行について (3) 各種支払の申請は所定の様式に<u>記入の上</u>、証憑書類及び提出が必要とされている書類とともに研究開発センターに提出してください。	1 研究費の執行について (3) 各種支払の申請は所定の様式に<u>記入・押印の上</u>、証憑書類及び提出が必要とされている書類とともに研究開発センターに提出してください。

(3) リース品の検収について [P. 7]

物品検収について、リース品についても検収が必要であることを明記しました。

P. 8 III 研究費使用上の主な留意事項

2022 年度	2021 年度
4 物品検収について 公的研究費で購入する物品類はすべて（1 円以上全品）について検収が必要です。<u>リース品の場合も検収が必要ですのでご注意ください。</u>また、ダウンロードしたソフトウェア等、無形のものも対象です（ダウンロードされ利用可能になったことが確認できるものを、支払申請書に添付してください）。	4 物品検収について 公的研究費で購入する物品類はすべて（1 円以上全品）について検収が必要です。また、ダウンロードしたソフトウェア等、無形のものも対象です（ダウンロードされ利用可能になったことが確認できるものを、支払申請書に添付してください）。

以 上